

3. 留意項目についての一問一答

地域イノベーションの促進を目的とする取組、例えばこれまで経済産業省、文部科学省等で実施されてきた施策や、TLOや地域センター等の体制等の、国全体を俯瞰した体系及びその中における本施策の位置づけ

1. これまで経済産業省、文部科学省で実施されてきた施策

経済産業省

地域プラットフォーム事業【平成11年】

・新事業を起こす者に対する支援の推進（地方自治体の財団法人等が中核機関となって、産業支援機関（中小企業振興公社、商工会議所、公設試験研究機関、金融機関他）をネットワーク化）

産業クラスター計画【平成13年】

・産学官のネットワークをベースとする新事業創出の推進（経済産業局と民間推進組織が一体となって、産学官のネットワークを形成し、新事業が次々と展開する産業クラスターの形成を推進）

TLO法施行【平成10年】

・大学等の研究成果の特許化、民間企業へのライセンス等々の技術移転の推進

文部科学省

地域共同研究センター整備【昭和62年】

・大学等と地元産業界との共同研究開発を推進

知的クラスター創成事業【平成14年】

・大学を中心とした産学官共同研究による新技術シーズ創出の推進（地域の大学等を核として企業等が参画して構成される人的ネットワークや共同研究体制）

大学知的財産本部整備【平成15年】

・大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用の戦略的な実施の推進

2. 本施策の位置づけ

- ・これまで、産業クラスター計画、知的クラスター創成事業等により地域における産学官のネットワークが形成されてきたところ。
- ・また、併せてTLO事業、大学知的財産本部整備事業で、大学における知的財産を管理し、活用する体制が整備されてきた。
- ・一方で、前者については、研究開発機関等の連携は進んでいるが、研究開発資源（設備機器、専門人材等）の相互活用までには至っていない状況。また、後者については、大学内における産学連携に関連する部署の連携が必ずしもうまく図れておらず、TLO・知財本部の活動が「権利化」と「ライセンシング」に限定され、産業界の多様なニーズに応え切れていない。これにより、結果として大学の潜在力を十分に活かすことができていない状況。
- ・こうした状況を踏まえ、当事業を行うことで、研究開発機関等の連携をより強固なものとし、研究開発資源の相互活用・有効活用を促進し、地域のイノベーションが活発に創出される環境を整備する。また、大学が、そのもてる潜在力を十分に発揮することができるよう大学内部あるいは大学間の連携の強化を図る。
- ・また、当事業と知的クラスター創成事業や産業クラスター計画等との連携を図ることで、大学等の研究機関のシーズ育成から実用化・事業化までをシームレスに支援する。

地域イノベーションを促進するためには、それぞれの地域の特性を踏まえた研究開発・事業化を推進することが重要であるが、そのための課題採択等の仕組みについて

■地域イノベーション創出研究開発事業に係る公募受付は、各地方経済産業局が実施。

- ①公募受付後、外部専門家による技術評価・事業化評価の書面審査。
- ②技術評価、事業化評価の他、地域の産業政策上の観点から地方経済産業局がヒアリング審査による地域産業政策評価を行い、「地域への直接的な技術的・経済的な波及効果」、「地域産業界への波及効果」等を評価。
- ③技術評価・事業化評価・地域産業政策評価による審査の後、地方経済産業局に設置する審査委員会（外部学識経験者等により構成）において、地域の特性を踏まえて選定。

■大学発事業創出実用化事業に係る公募受付はNEDOで実施。

- ①公募受付後、外部専門家による技術評価、事業化評価の書面、ヒアリング審査を実施。
- ②当事業では、助成対象となる研究開発は大学における研究成果を活用し、当該開発に関わる大学の役割が明確であることとしており、全国各地域の大学の研究成果の実用化を推進する仕組みとしている。

戦略的基盤技術高度化支援事業等、経済産業省の他の施策との比較、相補関係の明確化、およびそれらとの連携に関する考え方のうち、戦略的基盤技術高度化支援事業との比較について

○「イノベーション創出研究開発事業」では、産学の強固な共同研究体制の下で、大学等の研究成果や知見を活用して、地域の新産業の創出に貢献しうる製品等を開発し、地域経済を活性化することを目的としている。研究開発の対象は、最先端技術や地域の特性を踏まえたものであり、大学等の研究機関の参加を必須としている。

○「戦略的基盤技術高度化支援事業」では、燃料電池、ロボット等の重要産業分野において、鑄造、めっき、金属プレス加工等の基盤技術を有する川上中小企業と、市場ニーズを把握する川下大企業等の共同研究開発により、中小企業の基盤技術の高度化を図ることとしている。対象企業は、ものづくり基盤技術19分野のうち研究開発計画の認定を受けた中小企業である。また、大学等の研究機関は必要に応じて参加している。

○両事業は、①目的が、地域経済の活性化と中小企業の基盤技術の高度化や重要産業の育成等において趣旨が異なること、②研究機関の参加を条件としているかいないか、③参加する中小企業がものづくり基盤技術19分野に限定されているかいないか、等において異なる。

	イノベーション創出研究開発事業	戦略的基盤技術高度化支援事業
開始年	20年度	18年度
予算額	74.3億円	116億円
目的	産学官の連携によるリスクの高い共同研究開発を資金的に支援することにより、地域発のイノベーションが次々と起こる環境を創出する。	燃料電池、ロボット、自動車等の我が国経済を牽引していく重要産業分野を支えるものづくり基盤技術の高度化に向けた中小企業の研究開発を支援
対象事業	科学技術基本計画における重点推進4分野、技術戦略マップ等に基づき、産学官の連携により、大学等の技術シーズ・知見を活用して事業化に結びつく製品・サービス等の研究開発を支援し、地域経済の活性化に資するもの	「中小ものづくり高度化法」に基づき経済産業省が策定する「技術高度化指針」に沿って策定された鑄造、めっき、金属プレス加工等のものづくり基盤技術19分野に限定
主たる支援対象者	民間企業及び大学等の研究機関の事業実施主体	特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿った研究開発計画の認定を受けた中小企業
共同研究体制	民間企業及び大学等の研究機関が含まれること	大企業等の川下製造業や、大学等の研究機関は、必要に応じて研究開発計画に参画
年数	2年以内(地域イノベーション創出研究開発事業) 3年以内(大学発事業実用化研究開発事業)	2年or3年
支援額	1年あたり1億円以内	1年あたり6千万円以下※次年度以降減額 (川下分野横断枠は1億5千万円以下)
支援形式	2／3補助(1／3を共同研究体等が拠出)、一部定額補助	委託(企業等の負担なし)

戦略的基盤技術高度化支援事業等、経済産業省の他の施策との比較、相補関係の明確化、およびそれらとの連携に関する考え方のうち、経済産業省他の既存の施策との比較、相補関係の明確化、及びそれらとの連携に関する考え方について

1: 大学等のシーズ創出

2: 産学共同研究

3: 実用化・事業化

知的クラスター創成事業
(第Ⅱ期) 100億円

大学を中心とした産学官
共同研究による新技術
シーズの創出

- これまでの成果を踏まえ、
「選択と集中」の視点に立って
世界レベルのクラスター形成を支援
- 地域の自立化の促進
- 広域化・国際化の促進

知的クラスター創成事業 17億円

都市エリア産学官連携促進事業 51億円

文部科学省

産業クラスター計画
(第Ⅱ期) 13.5億円

産学官ネットワークをベース
とする新事業の創出

- 全国17プロジェクト
- 経済産業局と民間推進組織が推進
- 産学官の連携強化等を通じた地域発
の新事業の創出

経済産業省

・イノベーション創出研究開発事業

74.3億円

(産学のリスクの高い共同研究開発の支援)

イノベーション創出基盤形成事業 17.7億円

(研究機関相互の連携、共同研究開発の底上げ)

既存の施策の問題、課題等の整理、および今回の施策によってその何が解決されるか(1)

現状の課題

●研究機関等の課題

- 財政状況が厳しい中で、自前で設備機器を揃えることが困難となっている。
- 産学の共同研究をより進めて行くことが必要。

●企業側の課題

- 地域の企業が設備機器等を自前で全て揃えることは困難。
- 自社が抱える技術課題についてどの研究機関に相談したらよいかわからない。また、大学等の直接相談するのは敷居が高い。

●大学側の課題

- 大学における産学連携機能や外部TLOとの連携が不十分であり、地域における産業界ニーズに十分応えることができていない。
- 大学は地域の他の機関との連携が必ずしも十分でなく、特に中小規模の大学にあっては、それが有する研究開発資源だけでは産業界ニーズに必ずしも十分に応えることができない。

●企業側の課題

- リスクが高い研究開発を、自社で全額負担することは困難。
- 一方、実用化をより確実なものとするためには、企業に一定の自己負担を求めることが適切。

施策

イノベーション創出共同体形成事業

- ①運営協議会構築のための支援
 - 各研究機関の研究開発資源(設備機器・専門人材等)の相互活用促進。
- ②コーディネータ人材の協議会への配置
 - 地場・中小企業が抱える技術課題解決のための技術相談や適切な研究機関等への紹介。
- ③設備機器の利用開放のための支援
 - 研究機関の評価・分析機器の設置・改善等、使用方法のマニュアル整備等。

創造的産学連携体制整備事業

- ①産学連携体制整備のための支援
 - 大学やTLO等が地域産業界や地域の研究機関等との密接な産学連携体制を構築するための人材の配置等。

地域イノベーション創出研究開発事業 大学発事業創出実用化研究開発事業

- ①産学官の共同研究開発の補助
 - 地域において新産業の創出に貢献しうるような、最先端の技術シーズをもとにしたリスクの高い産学官共同研究開発を補助。

成果

○各研究機関が有する研究開発資源(設備機器・人材等)の相互活用

○企業が抱える技術課題へのワンストップサービス支援

○研究機関、企業の共同研究の活性化

○地域発のイノベーションの創出、地域経済の活性化。

既存の施策の問題、課題等の整理、および今回の施策によってその何が解決されるか(2)

地域新生コンソーシアム研究開発事業や大学発事業創出実用化研究開発事業は、事業化率の向上が課題である。(地域新生コンソーシアム研究開発事業の事業化率約25%、大学発事業創出実用化研究開発事業は約16%)

前者については委託費であり自己負担が不要である点が、1つの要因として考えられたことから、今回、委託から補助金に制度を変更し、補助率を導入することにより、事業化率の向上を図る。

また、後者については、採択審査時に、企業における経営戦略上の位置づけを確認することにより、事業化を目指した開発であること等を重視した審査を行い、事業化率の向上を図る。

本施策が対象とする技術開発のレベルについて

地域において新産業の創出に貢献し得るような、最先端の技術シーズを活用したリスクの高い実用化研究開発が対象。

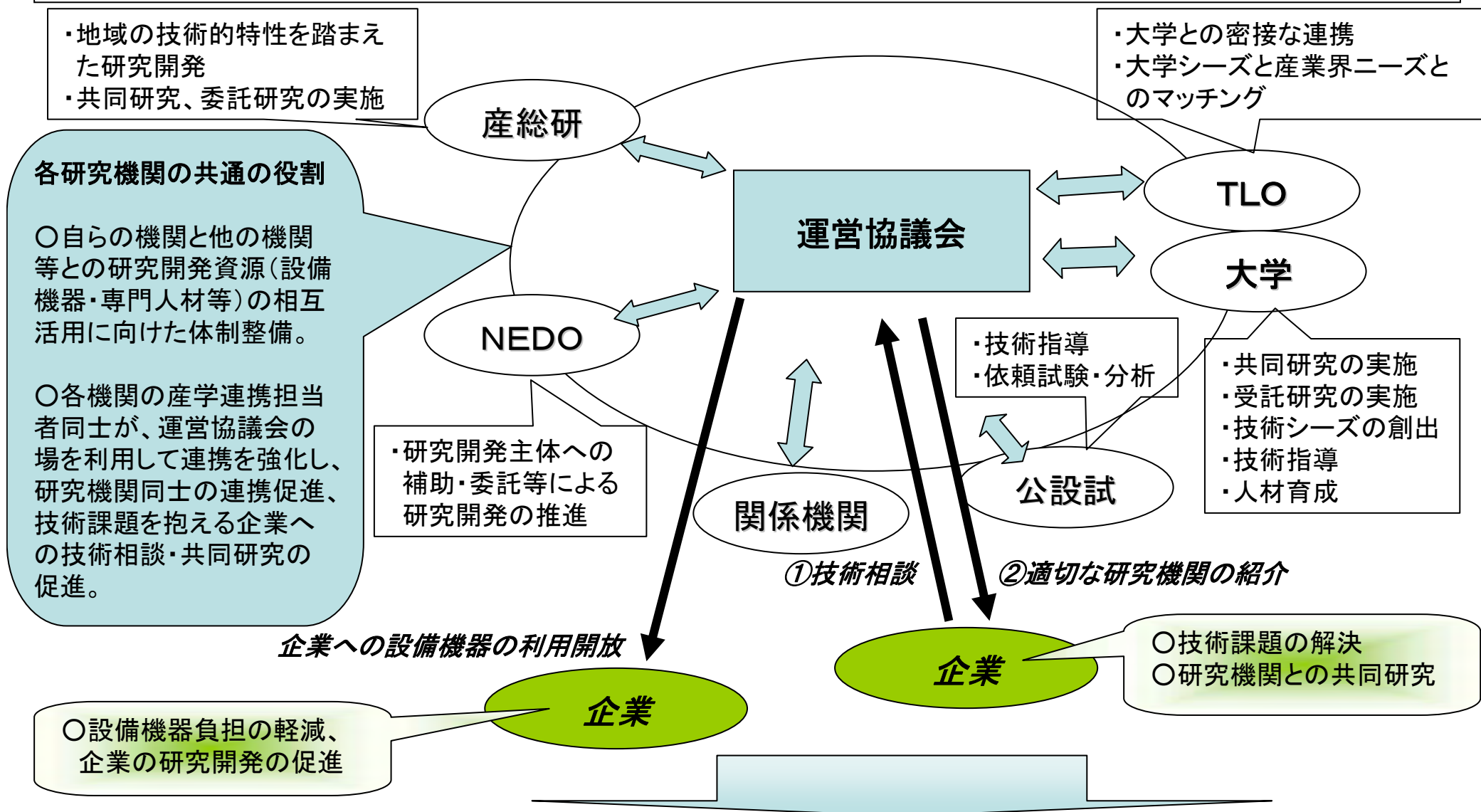
研究開発を実施するにあたり十分な基礎研究、調査等の蓄積があることを採択の評価項目としており、実用化・事業化を前提にした産学連携による研究開発が対象。

委託から補助金への制度設計変更の考え方とそのメリットについて

委託事業において研究開発実施者側は自己負担が不要であることから、リスクの高い研究開発が可能である反面、自己負担がないがために研究開発の失敗リスクを負う必要がないことから、事業化率の伸び悩みにつながっている面があると判断。

今回、委託から補助に制度を変更し、研究開発の実施者側にも相応の負担を求めることにより、事業化率を引き上げ、費用対効果の向上を図るものとする。

共同体を構成する各アクターの役割、および地域との協創実現に向けた考え方



地域の研究機関の研究開発資源の（設備機器、専門人材等）の有効活用、企業の技術課題解決による新製品等の創出による地域経済の活性化。

当該研究開発制度の必要性の判断のプロセス、及び必要とする判断に至った理由(1)

・総合科学技術会議、産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会において有識者を含めて、新産業の創出につながる大学の体制整備、産学連携の研究開発、イノベーション創出の重要性についての報告書が取りまとめられた。また、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会「知的財産戦略について」、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」及びイノベーション25戦略会議「イノベーション25」においても、それらの取組の必要性が謳われている。

・さらに、これまで行ってきた産学連携の共同研究開発である地域新生コンソーシアム研究開発事業(今年度終了)が、総じて妥当なものであるとの評価を受けている。

・これらの点から、引き続き産学の共同研究開発への支援を軸として、地域のイノベーションを創出し、当省の重点課題である地域経済の活性化を図ることが効果的と判断。

＜参考＞

「イノベーション創出総合戦略」(総合科学技術会議、平成18年6月)

○地域イノベーションの自立化を強力に推進。これまでの地域クラスター事業等の成果を検証しつつ、人、制度、業種間のネットワークを強化し、地域において研究開発の種を実へ育て上げる仕組みを強化。さらに、地域の知の拠点としての大学と地方公共団体や地方企業との連携を一層緊密化し、地域資源を最大限活用したイノベーションを促進。(2.(2):地域イノベーションの強化)

「地域新生コンソーシアム研究開発事業等制度評価報告書」(産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会、平成17年3月)

○資金調達が困難なために優れた技術シーズを活かすことのできない地域の研究開発者をサポートすることができている。制度と目的はマッチしていると考えられる。(第3章7. 総合評価)

○地域には大学・企業・公的研究機関・ベンチャー起業家・投資家等、多様なプレイヤーが存在するが、コンソーシアムという共同研究体制の組成を要件とした支援を行うことにより、相互交流が促進され、ひいては地域における産学官交流ネットワークの活性化に寄与している。(第3章7. 総合評価)

「知的財産戦略について」(総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会、平成19年5月)

○大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、平成19年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知的財産体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるための、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組みの普及等の多様な取組みを促進する。(Ⅱ. 1. 大学等の体制整備を促進する)

また、以下の報告書において、同様の主旨のことが明記されている。

「知的財産推進計画2007」(知的財産戦略本部、平成19年6月)(第1章1.(1)①i))(第1章1.(1)②i))

「イノベーション25」(イノベーション25戦略会議、平成19年6月)(第5章1.(1)1)イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備)

「産学連携の現状と今後の取組」(産業構造審議会産業技術分科会産学連携推進小委員会報告書、平成19年4月)